

山梨県公報

号外第九号

平成二十四年

三月十五日

木 曜 日

目 次

条 例

- 山梨県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例……………二
- 山梨県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例……………二
- 山梨県安心こども基金条例の一部を改正する条例……………二
- 山梨県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例……………三
- 山梨県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例……………三
- 山梨県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例……………三
- 山梨県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例……………三
- 山梨県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例の一部を改正する条例……………四
- 山梨県森林整備地域活動支援基金条例の一部を改正する条例……………四
- 山梨県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例……………四
- 山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例……………四
- 山梨県高校生修学支援等基金条例の一部を改正する条例……………四

条例のあらまし

山梨県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例(条例第三号)(長寿社会課)

- 1 介護保険法の一部改正に鑑み、平成二十四年度に限り、保健料率の増加の抑制を図る等のため、基金の一部を処分することができることとした。
- 2 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。

山梨県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第四号)(長寿社会課)

- 1 介護基盤緊急整備等臨時特例交付金等に基づく基金事業の延長に鑑み、条例の失効期日を平成二十四年三月三十一日から平成二十五年三月三十一日に延長することとした。

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県安心こども基金条例の一部を改正する条例(条例第五号)(児童家庭課)

- 1 子育て支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業の延長に鑑み、基金の精算等の期日を平成二十四年三月三十一日から平成二十四年三月三十一日、平成二十五年三月三十一日又は平成二十六年三月三十一日に改めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第六号)(児童家庭課)

- 1 社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金に基づく基金事業の延長に鑑み、条例の失効期日を平成二十四年三月三十一日から平成二十五年三月三十一日に延長することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第七号)(障害福祉課)

- 1 障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業の延長に鑑み、条例の失効期日を平成二十四年十二月三十一日から平成二十五年三月三十一日に延長することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第八号)(医务課)

- 1 医療施設耐震化臨時特例交付金に基づく基金事業の延長等に鑑み、次の改正を行うこととした。
 - (一) 条例の失効期日を平成二十四年三月三十一日から平成二十五年三月三十一日に延長することとした。
 - (二) 平成二十四年度に実施する事業の経費に充てる見込みのない金額を国庫に納付するため、処分することができることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例(条例第九号)(健康増進課)

- 1 妊婦健康診査臨時特例交付金に基づく基金事業の延長に鑑み、条例の失効期日を平成二十四年三月三十一日から平成二十五年三月三十一日に延長することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第十号)(健康増進課)

- 1 妊婦健康診査臨時特例交付金に基づく基金事業の延長に鑑み、条例の失効期日を平成二十四年三月三十一日から平成二十五年三月三十一日に延長することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

1 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金に基づく基金事業の延長に鑑み、条例の失効期日を平成二十四年三月三十一日から平成二十五年三月三十一日に延長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県森林整備地域活動支援基金条例の一部を改正する条例（条例第十一号）（森林整備課）

1 森林法の一部改正に鑑み、基金の処分について改めることとした。

2 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。

山梨県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例（条例第十二号）（森林環境総務課）

1 森林整備加速化・林業再生事業費補助金に基づく基金事業の内容等の変更を鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 基金の設置の目的を、県産材を生産する体制を確立することにより木材の安定供給に資するとともに、地域における林業・木材産業の再生を図ることに改めることとした。

(二) 条例の失効期日を平成二十四年三月三十一日から平成二十七年三月三十一日に延長することとした。

(三) 平成二十四年三月三十一日までの間に限り、改正前の基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合においても、これを処分することができることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第十三号）（労政雇用課）

1 緊急雇用創出事業臨時特例交付金に基づく基金事業の内容等の変更を鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 基金の設置の目的に、地域社会の再構築を支援することを加えることとした。

(二) 条例の失効期日を平成二十五年三月三十一日から平成二十六年三月三十一日に延長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県高校生修学支援等基金条例の一部を改正する条例（条例第十四号）（私学文書課）

1 高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金等に基づく基金事業の延長に鑑み、条例の失効期日を平成二十四年三月三十一日から平成二十七年三月三十一日に延長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月十五日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第三号

山梨県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

山梨県介護保険財政安定化基金条例（平成十二年山梨県条例第十号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして、「施行期日」を付し、附則に次の一項を加える。

（処分の特例）

2 基金は、平成二十四年度に限り、第七条の規定にかかわらず、法附則第十条第一項の規定により、その一部を処分することができる。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

山梨県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月十五日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第四号

山梨県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

山梨県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例（平成二十一年山梨県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月十五日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第五号

山梨県安心こども基金条例の一部を改正する条例

山梨県安心こども基金条例（平成二十一年山梨県条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の見出し中「平成二十三年度末」を「平成二十六年度前」に改め、同項中「事業」の下に「について、その全部又は一部を行う必要がなくなったと知事が認める場合は、当該行う必要がなくなったと知事が認める事業（その一部を行う必要がなくなったと知事が認める場合は、行う必要がなくなった部分に限る。）」を、「平成二十四年三月三十一日」の下に「平成二十五年三月三十一日又は平成二十六年三月三十一日」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第六号

山梨県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

山梨県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（平成二十一年山梨県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第七号

山梨県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

山梨県障害者自立支援対策臨時特例基金条例（平成十九年山梨県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年十二月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改

める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十四年三月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第八号

山梨県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例

山梨県医療施設耐震化臨時特例基金条例（平成二十二年山梨県条例第五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、附則に次の一項を加える。

（処分の特例）

3 第六条の規定にかかわらず、基金は、平成二十四年三月三十一日においてその残高が基金の設置の目的を達成するために必要な経費（平成二十四年度に実施する事業に係るものに限る。）に充てることが見込まれる額に相当する金額を超えることとなる場合は、当該超える額に相当する金額を国庫に納付するため、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十四年三月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第九号

山梨県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例

山梨県妊婦健康診査支援基金条例（平成二十一年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県子官頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第十号

山梨県子官頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例の一部を改正する条例

山梨県子官頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例（平成二十二年山梨県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県森林整備地域活動支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第十一号

山梨県森林整備地域活動支援基金条例の一部を改正する条例

山梨県森林整備地域活動支援基金条例（平成十四年山梨県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第十一条第四項の規定による森林施業計画の認定を受けた森林所有者等」を「第十二条第一項に規定する認定森林所有者等」に改め、「場合」の下に「その他の基金の設置の目的を達するために必要な経費の財源に充てる場合」を加える。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

山梨県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第十二号

山梨県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例

山梨県森林整備加速化・林業再生基金条例（平成二十一年山梨県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「間伐等の森林整備の一層の促進と林業・木材産業等の地域産業」を「県産材を生産する体制を確立することにより木材の安定供給に資するとともに、地域における林業・木材産業」に改める。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成二十四年三月三十一日までの間に限り、山梨県森林整備加速化・林業再生基金は、山梨県森林整備加速化・林業再生基金条例第六条の規定にかかわらず、この条例による改正前の山梨県森林整備加速化・林業再生基金条例に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合においても、これを処分することができる。

山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第十三号

山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成二十一年山梨県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「図るとともに」、「図り、並びに」に改め、「行う」の下に「とともに、地域社会の再構築を支援する」を加える。

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県高校生修学支援等基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第十四号

山梨県高校生修学支援等基金条例の一部を改正する条例

山梨県高校生修学支援等基金条例（平成二十一年山梨県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。
附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番